

文化施設使用料の減免制度見直しについて

●対象施設

北部住民センター、中部住民センター、南部まちづくりセンター、中央公民館

●新減免基準の適用時期

令和 7 年 4 月 1 日

1 背景

本市においては、少子高齢化の進行や将来的な人口減少等により、行政運営が一層厳しくなると予想されるなか、行政改革大綱等に基づき、財政健全化の推進のため、受益者負担の適正化に取り組んでおり、その一環で市立文化施設の減免基準の見直しを進めてきた。なお、検討を進めるにあたっては、令和 3 年度には利用団体へのアンケート調査等、令和 5 年度には利用団体へのヒアリングを実施してきた。

2 減免基準の見直しについて**(1) 見直しの方向性**

- ・受益者負担を原則とする考え方のもと、減免基準を見直しすることとする。
- ・見直しにあたっては、類似施設である体育施設（中央体育館）における減免率との公平性を確保することとする。
- ・減免の目的については、市の施策の推進、一般市民や地域への貢献を行っているなど、文化、社会教育等の各分野における公共性・公益性の高い活動・団体を支援することを目的とする。

(2) 新しい減免基準の概要

- ・市の施策の推進に必要かつ支援すべき団体であると、市又は市教育委員会が認めた場合は、使用料を「10割減免」（免除）することとする。
- ・市又は市教育委員会が後援する事業、市スポーツ協会構成団体、文化協会会員団体又は各施設の登録団体の活動については、「5割減免」とすることとする。なお、登録は、利用施設ごとに行うこととし、一般市民や地域への貢献等を行っているなど、減免の目的に沿って、各施設の状況に応じた登録要件を設けることとする。

3 今後のスケジュールについて

令和 6 年 6 月 14 日 総務・文教福祉常任委員協議会での説明

令和 6 年 7 月 7 日 パブリックコメント実施

市民（利用者）向け説明会の開催

令和 6 年 9 月 総務・文教福祉常任委員協議会での説明

令和 6 年 10 月 告知（登録サークルの手続き、募集期間の周知）

令和 7 年 4 月 施行

規則改正(案)について

取消線有りの部分が見直し前の条文、ゴシック体（太字）部分が見直し後の条文の原案です。

○京田辺市立中央公民館の管理運営に関する規則

減免の理由	減免率	
	施設使用料	冷暖房料
京田辺市又は京田辺市教育委員会が主催する事業	10割	10割
京田辺市が指導・援助している団体が行う事業 市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体が主催する事業 ※下記例示のとおり	10割	10割
中央公民館登録サークルの活動	10割	5割
社会教育団体等に属する団体の活動 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会構成団体並びに一般社団法人京田辺市文化協会会員団体及び当該施設の登録団体	10割 5割	5割
京田辺市又は京田辺市教育委員会が後援する事業	5割	5割
上記団体以外で公共性を有する団体の活動 (削除)	5割 (削除)	5割 (削除)
その他館長 市長 が特別の理由があると認める事業	館長 市長 が相当と認め る減免率	

「市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会が免除すべきと認めた団体」について

市の施策の推進にあたり京田辺市又は京田辺市教育委員会（以下「市」という。）が免除すべきと認めた団体について、以下のとおりと例示する。

- (1) 市と連携して事業を行う公共的団体 例)文化協会、スポーツ協会、社会福祉協議会
- (2) 市が事務局を担う団体 例)平和都市推進協議会、市民まつり実行委員会
- (3) 地縁団体 例)区・自治会、まちづくり協議会
- (4) 市等の補助金を活用又は市と連携・協働して、広く市民を対象に、社会や地域の課題解決のための事業を行う団体 例)国際交流協会、京田辺市郷土史会
- (5) 市の教育施策又は保育施策に密接に関係する団体 例)校長会、園長会